

# 住居表示整備事業の実施への支援

## 目的

近年、市街化が進んでいる地域と旧市街地との混在、また合併特例法に基づく市町村合併等により町界が錯綜し、飛び地や類似町名等が発生することにより、住所だけで目的の場所を探すことは困難であり、緊急を要する場合に警察車両、救急車、消防車等の遅れや、郵便物等の遅配が生じ、日常生活に様々な不都合が生じて参ります。

このような場合、合理的な町字区域の整理を行い、明確な公共的地物等による整然とした区画に変更することにより、住居表示に係る諸種の混乱、障害を解消し、市民生活の便宜を向上させ、もって福祉の増進に資するため、住居表示整備事業の実施について支援させていただくことを目的とするものです。

## 内容

住居表示整備事業の実施においては、①住居表示の対象区域確定、②原案作成、③審議会、④合意形成、⑤法3条の議決、⑥法5条の2公示、⑦260条の議決、届出、⑧実施公告等の法的手続きが必要となります。

これらの技術業務支援について

- ・ 実施計画の立案、基礎調査、・ 街区設定、・ 現地実態調査、・ 通知書等作成、・ 表示板類の取付等の総合的な業務を実施いたします。

## 技術ポイント

### (1) 実施計画の立案

- ・ 事業対象区域の選定
- ・ 町割り原案作成

### (2) 基礎調査

- ・ 法務局登記簿、公図調査、
- ・ 基本図作成
- ・ 地番調書作成

### (3) 街区設定

- ・ 街区設定、街区符号の設定
- ・ フロンテージ、基礎番号付定

### (4) 現地実態調査

- ・ 住居表示の基礎番号調査、建物出入り口調査
- ・ 住居番号付定、
- ・ 住居表示台帳作成

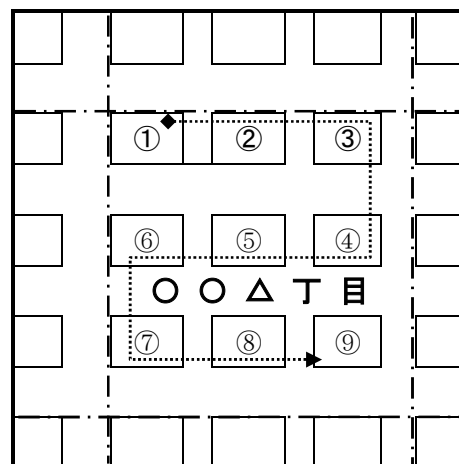
### (5) 通知書等作成

- ・ 新旧対照表作成・案内図作成
- ・ 住民への各種通知書作成

### (6) 表示板等の取付

- ・ 電柱等調査及び街区表示板の製造取付
- ・ 案内板設置箇所調査及び製造取付

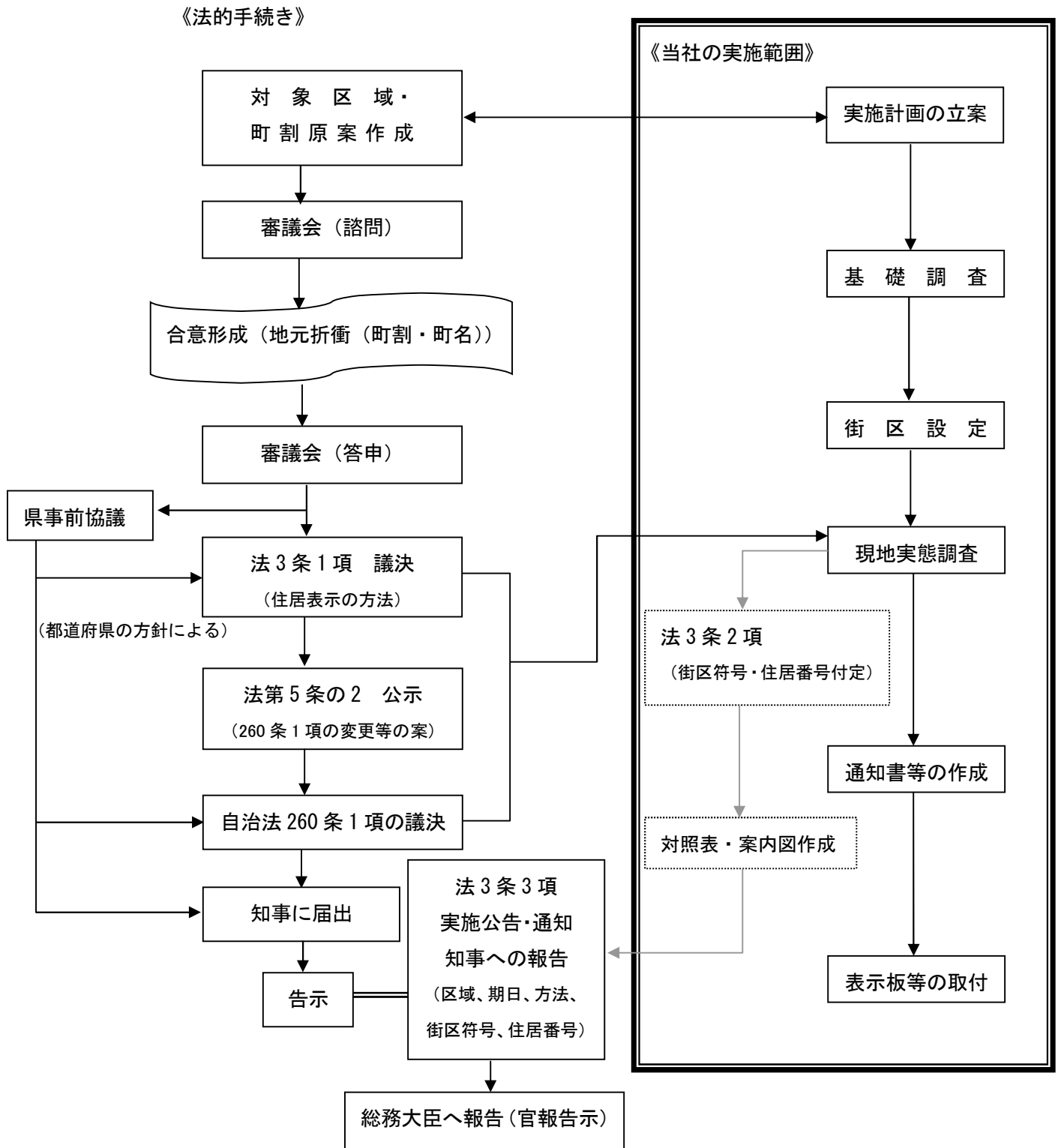
街区設定・街区符号の付け方（原則）



街区表示板



## 事業の流れ〔当社の実施範囲〕



## 当社実績

- H15 大阪府島本町大字高浜地区住居表示業務（旧市街地地区）
- H16 宮城県多賀城市城南地区住居表示業務（土地区画整理施行地区）
- H21 北谷町住居表示事前調査業務
- H24 宜野湾市愛知地区住居表示整備事業業務

玉野総合コンサルタント株式会社

お問い合わせ先： 事業企画部 (TEL. 052-979-3960 / FAX. 052-979-3970)